

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、東かがわ市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白鳥東部地区）を行うことについて平成20年1月8日適当と決定した。

その関係書類を東かがわ市経済課において平成20年1月29日から同年2月18日まで縦覧に供する。

平成20年1月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀